

地方公共団体における官公需施策事例

平成21年10月

中小企業庁取引課

目 次

I. 平成20年度地方公共団体における官公需の契約実績	1
II. 地方公共団体の中小企業の受注機会の増大のための措置状況等取りまとめ表	2
III. 地方公共団体施策事例	
1. 条例等	
(1) 条例	
①中小企業の官公需における受注機会の確保を目的とした条例を制定している自治体	3
②中小企業振興等のための条例において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定している自治体	5
(2) その他（規則、事務処理要綱等）	
規則、事務処理要綱等において、中小企業の官公需における受注機会の確保を規定している自治体	7
2. 契約の方針等	
(1) 中小企業の官公需における受注機会の確保を目的とした方針を制定している自治体	16
(2) 入札や契約方針等において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定している自治体	19
3. 個別事例	
中小企業者の官公需における受注機会の確保を目的とした特別の施策を実施している自治体	21

※本冊子の掲載事例は、都道府県(47)、人口10万人以上の市(290)及び東京特別区(23)へのアンケート調査等により判明したもののうち、参考となる事例を抽出し、掲載しているものです。

I. 平成20年度地方公共団体における官公需の契約実績

都道府県名	官公需総額 (A)	うち中小企業者向け (B)	比率 (B) / (A)
北海道	6,243 億円	5,148 億円	82.5 %
青森県	1,559	1,376	88.3
岩手県	1,444	1,198	82.9
宮城県	1,403	1,143	81.5
秋田県	1,078	957	88.7
山形県	1,144	1,018	89.0
福島県	1,767	1,474	83.4
茨城県	1,943	1,510	77.7
栃木県	1,464	1,253	85.6
群馬県	1,722	1,491	86.6
埼玉県	4,363	3,352	76.8
千葉県	5,163	3,905	75.6
東京都	18,805	11,500	61.2
神奈川県	7,770	5,103	65.7
新潟県	3,789	3,198	84.4
長野県	1,744	1,466	84.1
山梨県	1,045	911	87.2
静岡県	3,887	2,891	74.4
愛知県	6,545	4,463	68.2
岐阜県	1,762	1,256	71.3
三重県	2,292	1,875	81.8
富山県	1,147	923	80.5
石川県	1,567	1,176	75.1
福井県	1,114	958	85.9
滋賀県	941	725	77.0
京都府	1,644	1,198	72.9
奈良県	971	721	74.3
大阪府	7,162	4,924	68.7
兵庫県	4,038	2,928	72.5
和歌山県	1,305	1,004	77.0
鳥取県	751	615	81.9
島根県	1,038	950	91.6
岡山県	1,581	1,219	77.1
広島県	2,396	1,764	73.6
山口県	1,912	1,396	73.0
徳島県	580	492	84.9
香川県	837	643	76.8
愛媛県	1,301	1,073	82.5
高知県	654	581	88.9
福岡県	3,891	3,146	80.8
佐賀県	794	668	84.1
長崎県	1,698	1,374	80.9
熊本県	1,341	1,066	79.5
大分県	1,269	1,071	84.4
宮崎県	1,478	1,340	90.7
鹿児島県	2,227	1,983	89.0
沖縄県	1,749	1,561	89.3
計	122,320	91,986	75.2

(注) 地方公共団体の契約実績は、都道府県、人口10万人以上の市及び東京特別区を対象としている。

II. 地方公共団体の中小企業の受注機会の増大のための措置状況等取りまとめ表

都道府県別	中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じていますか		どのような措置を講じていますか				中小企業者の受注機会の増大に資する何らかの条件を付していますか		競争入札参加資格の審査において、官公需適格組合に対する総合点数の算定方法に関する特例を設定していますか	
	講じている	講じていない	条	例	方針	その他	付与している	付与していない	設定している	設定していない
北海道	10	0	2	2	2	8	4	6	3	7
青森県	3	1	1	0	3	1	1	3	2	2
岩手県	2	3	0	1	1	2	2	3	1	4
宮城県	2	2	0	0	2	1	1	3	2	2
秋田県	2	1	0	1	2	1	1	1	1	2
山形県	2	2	0	0	2	2	2	1	1	3
福島県	4	1	1	0	4	4	1	0	0	5
茨城県	5	4	1	1	3	4	5	4	4	5
栃木県	5	2	0	2	3	3	4	0	0	7
群馬県	5	1	0	2	3	2	4	1	1	5
埼玉県	20	1	1	2	18	13	8	21	0	0
千葉県	12	5	1	3	10	6	11	9	8	8
東京都	35	6	0	12	24	18	23	11	30	30
神奈川県	13	3	0	6	10	6	10	6	10	10
新潟県	6	0	2	1	4	2	4	2	4	4
長野県	3	3	0	0	3	2	4	1	5	5
山梨県	2	0	0	1	1	1	1	0	2	2
静岡県	9	3	0	1	9	5	7	3	9	9
愛知県	14	3	0	1	13	6	11	0	17	17
岐阜県	4	2	0	1	3	3	3	0	6	6
三重県	3	5	0	0	3	2	6	0	8	8
富山県	3	0	0	1	2	0	3	1	2	2
石川県	2	2	0	1	2	1	3	0	4	4
福井県	2	0	1	0	2	1	1	0	0	2
滋賀県	5	0	0	2	3	2	3	1	4	4
京都府	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1
奈良県	2	2	0	0	2	2	2	3	1	1
大阪府	19	5	0	6	14	8	16	5	20	20
兵庫県	10	1	0	2	8	3	8	0	11	11
和歌山县	2	2	0	1	2	2	2	0	4	4
鳥取県	3	0	0	0	3	2	1	0	3	3
島根県	3	0	0	0	3	3	0	0	3	3
岡山県	3	1	0	0	3	3	1	3	1	1
広島県	7	1	0	2	7	4	4	0	8	8
山口県	4	3	0	0	4	2	5	3	4	4
徳島県	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0
香川県	3	0	1	0	3	2	1	1	2	2
愛媛県	4	1	0	0	4	1	4	0	5	5
高知県	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1
福岡県	5	2	0	1	5	3	4	3	4	4
佐賀県	3	0	0	0	3	1	2	0	3	3
長崎県	4	0	0	0	4	1	3	0	4	4
熊本県	2	1	1	0	2	1	2	1	2	2
大分県	2	1	0	0	2	2	1	2	1	1
宮崎県	2	2	0	0	2	1	3	1	3	3
鹿児島県	4	1	0	1	3	2	3	0	5	5
沖縄県	3	2	0	1	2	4	1	1	4	4
合計	262	77	13	56	217	143	195	97	243	

※1. 当該措置状況取りまとめ表は、都道府県及び人口10万人以上の市及び特別区を対象としている。

2. 上記の数値は地方自治体の回答数である。

3. 複数回答の地方自治体があるため、合計数が自治体数と同じとはならない場合がある。

III. 地方公共団体施策事例

1. 条例等

(1) 条例

- ①中小企業者の官公需における受注機会の確保を目的とした条例を制定している自治体
(※条例は、該当部分の抜粋)

〈新潟県〉

新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例
(平成19年10月17日制定)

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事（以下「中小企業者が供給する製品等」という。）に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営の安定及び向上を図り、もって地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を促進することを基本として行わなければならない。

2 中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化は、中小企業者の経営の安定及び向上が雇用の機会の創出等地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与することについて、県民及び県内において事業活動を行う者（以下「県民等」という。）が理解を深めるとともに、県、関係団体及び県民等がそれぞれの立場から中小企業者の受注機会の増大に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行わなければならない。

3 この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限するものであってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村と連携して取り組むものとする。

(県内において事業活動を行う者の協力)

第8条 県内において事業活動を行う者は、その事業活動に伴い地域産業及び県民生活と深くかかわりを有していることを理解するとともに、この条例の趣旨を尊重し、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(県からの受注機会の増大)

第10条 県は、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

<新発田市>

新発田市中小企業活性化推進基本条例

(平成 20 年 12 月 22 日制定)

(目的)

第1条 この条例は、市の中小企業者の育成振興を促進するもので、受注機会を増大することによる地域産業の活性化に関し基本理念を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事（以下「中小企業者が供給する製品等」という。）に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営の安定及び向上を図り、地域産業の活性化を推進し、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条

3 中小企業者の育成振興のため、市、関係団体及び市民等がそれぞれの立場から中小企業者の受注機会の増大に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行わなければならない。

4 この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限するものであってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の育成振興の促進に当たり、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

②中小企業振興等のための条例において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定している自治体
(※条例は、該当部分の抜粋)

<札幌市>

札幌市中小企業振興条例
(平成 19 年 12 月 13 日条例第 53 号)

(市からの受注機会の増大)

第 10 条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

<青森県>

青森県中小企業振興基本条例
(平成 19 年 12 月 19 日条例第 85 号)

(県の責務)

第 4 条

3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適切な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(基本方針)

第 7 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

六 中小企業の受注の能力の向上及び受注の機会の増大を図ること。

<福島県>

福島県中小企業振興基本条例
(平成 18 年 10 月 17 日条例第 100 号)

(基本方針)

第 8 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

三 中小企業の受注機会の増大を図ること。

<茨城県>

茨城県産業活性化推進条例
(平成 16 年 3 月 25 日条例第 17 号)

(中小企業の受注機会の増大)

第 13 条 県は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、県の物品及び役務の調達、工事の発注等に関する中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

<千葉県>

千葉県中小企業の振興に関する条例
(平成 19 年 3 月 16 日条例第 5 号)

(受注機会の確保)

第 19 条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

<福井県>

福井県中小企業振興条例
(平成 21 年 3 月 24 日条例第 23 号)

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

4 県は、物品および役務の調達ならびに工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(基本方針)

第 7 条 県は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を講ずるものとする。

5 中小企業者の受注機会の増大

<熊本県>

熊本県中小企業振興基本条例
(平成 19 年 3 月 16 日条例第 39 号)

(基本方針等)

第 4 条

2 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用促進に努めること。

(2) その他（規則、事務処理要綱等）

規則、事務処理要綱等において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定している自治体
(※規則等は、該当部分の抜粋)

<盛岡市>

市営建設工事請負契約競争入札事務取扱要領第3 第3項

(発注の基本方針)

第3 市営建設工事の発注に当たっては、次の事項に留意の上、入札方式の採用、入札参加者の選定等を行うものとする。

(3) 地元中小企業者の健全な育成と地域経済の活性化を図るため、地元中小企業者の受注機会の拡大に配慮すること。

<宇都宮市>

宇都宮市入札制度合理化対策実施要領

(分離発注のあり方)

第10条 公共工事の発注に当たっては、中小建設業者の保護・育成を図るため、可能な限り、業種を区分し、受注機会の増大を図るものとする。

<入間市>

入間市建設工事指名競争入札参加資格者の格付に関する要領

(格付の方法)

第2条

(2) 主観的事項

規程第4条に規定する資格審査を実施する年の1月1日を起算日とした過去2箇年における次の審査項目について及びISO取得並びに地域貢献に関し、別表第2の区分に従い算出された合計の数値とする。

※地域貢献の評価内容

入間市災害対策協会加入の有無

入間市管工事協同組合、入間市水道協会加入の有無

<朝霞市>

入札手続要領

注意事項2-(2)

工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めなければならない。

<我孫子市>

我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要領

工事の規模により参加対象者を決めている。

軽微な建設工事：有資格者のうち一般建設業強化を有する市内建設業者

小規模建設工事：有資格者のうち経営事項審査結果に基づく総合点数が500点以上の市内建設業者 等

我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要領

入札参加対象者は、次のとおり

- (1) 発注業種について、市内業者が入札参加対象者数を満たす場合は、市内業者のみとする。
- (2) 発注業種について、市内業者が存在しない場合は、すべての有資格者とする。
- (3) 発注業種について、市内業者が入札参加対象者数に満たない場合には、市内業者のほか、当該入札参加対象者数を満たすまで次のアからオまでに定める者をその順に従って対象者に加える。
 - ア 準市内業者
 - イ 柏市又は流山市に本店を有する者
 - ウ 松戸市又は野田市に本店を有する者
 - エ 前3号アからウに定める者を除くほか、千葉県内に本店又は受任事務所を有する者
 - オ その他すべての有資格者

<墨田区>

墨田区物品等業者指名基準

(方針)

- 第2条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、区内中小企業の育成を図るため、区内業者の指名に配慮する。
- 2 前項に定めるもののほか、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合の指名に配慮する。

墨田区物品等業者指名基準運用指針

第2 指名方法

(3) 登録業種

- イ 中小企業育成のため、専業業者を優先的に指名する。

墨田区工事請負業者指名基準

(指名方法)

- 第4条 指名する場合の一般的基準は、次のとおりとする。
- 2 前項により指名する場合には、次の各号に該当する者を、他の者に優先して指名することができる。
- (1) 区内に営業所を有する者
 - (2) 発注工事が前回施工工事と関連する場合の前回施工工事の施工者
 - (3) 発注工事が既発注工事並びに他官庁及び民間の工事（施工中のものに限る。）と関連する場合の当該施工者
 - (4) 発注工事施工場所付近に営業所を有する者
 - (5) 既発注工事の施工成績が優秀な者

<目黒区>

目黒区工事請負指名競争入札参加業者指名基準

(指名の方法)

第3条

- 2 契約担当者は、前項の規定により入札参加者を指名するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者を優先して指名することができる。
- (1) 指名競争入札参加者の選定に係る区内業者の認定基準に定める区内業者
 - (2) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者に該当する者
 - (3) (略)

目黒区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(指名の方法)

第3条

2 契約担当者は、前項の規定により入札参加者を指名するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者を優先して指名することができる。

- (1) 指名競争入札参加者の選定に係る区内業者の認定基準に定める区内業者
- (2) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者に該当する者
- (3) (略)

<荒川区>

荒川区競争入札等参加者選定要綱

第3章 業者指名の基準

(工事業者の指名)

第6条第2項

契約担当者は、前項の規定により適格性を有すると判定された者の中から、次に掲げる基準により業者を指名するものとする。

(2) 優先的な選定

契約担当者は指名に当たっては、次に掲げる者を他の者に優先して選定することができることとし、この場合の適用順は、アからクの順とすること。

ア 区内本店業者

イ 区内支店業者

ウ～ク (略)

(物品業者の指名)

第7条第2項

契約担当者は、前項の規定により適格性を有すると判定された者の中から、次に掲げる基準により業者を指名するものとする。

(2) 優先的な選定

指名に当たっては、次に掲げる者を、他の者に優先して選定することができることとし、この場合の適用順は、アからクの順とする。

ア 区内本店業者

イ 区内支店業者

ウ～ク (略)

<葛飾区>

物品等業者指名要綱

(方針)

第2条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、区内中小企業の育成を図るため、区内業者の指名に配慮する。

工事業者指名要綱

(対象)

第2条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、区内中小企業の育成を図るため、4,000万円未満の工事については、区内業者の指名を原則とする。

<青梅市>

青梅市における中小業者の受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱

(要旨)

大手業者と中小業者間で共同企業体を結成させ、工事を受注させることによって、中小業者の受注機会の増大を図る

青梅市物品買入れ等指名競争入札参加指名基準

4 優先指名

次の各号のいずれかに該当する場合は、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 常時契約を締結する事務所として、市内に本店または本社を置き営業する者
- (2) 常時契約を締結する事務所として、市内に支店、支社または営業所を代理人住所として登録し営業する者
- (3) 重度障害者を多数雇用する業者として青梅市長が認めた者
- (4) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者に該当する者
- (5) 、(6) (略)

<東村山市>

東村山市指名業者選定基準

第3 発注工事に係る指名業者の選定において、特に必要と認められる場合には、

- (1) 市内に本店を有する業者、(2) 市内に支店又は営業所を有する業者及び隣接市に本店又は支店を有する業者について、選定することができる。

<平塚市>

一般競争入札参加条件設定に係る基準

・建設工事及び建設コンサルタント業務については、原則条件付一般競争入札としており、市内本店（=中小企業者）を地域条件として付すことが多い。

（入札参加条件の設定と審査委員会）

第3条 審査委員会において入札参加条件を設定する場合は、契約の種類に応じて最も的確な設定をすることとし、次の各号に留意するものとする。

(3) 本店又は営業所の所在地

- ア 原則として次の順位で設定する。
- (ア) 市内に本店を有する者
 - (イ) 市内に支店・営業所を有する者
 - (ウ) 茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、秦野市、大磯町、二宮町、寒川町、中井町に本店を有する者
 - (エ) 県内に本店を有する者
 - (オ) 県内に支店・営業所を有する者
 - (カ) 上記以外の者

平塚市物品購入入札業者指名選考基準

・物品については、指名業者の優先順位を設けている。

平塚市の物品購入における、地方自治法第234条第1項及び平塚市契約規則第36条に基づく指名競争入札に参加する者を指名する場合等の基準を次のとおり定める。

2 指名業者の優先順位

指名業者は、登録希望業種の順で選考し、次に掲げる区分により優先して選考することができるものとする。

順位	区分	備 考
1	市内業者	本社が平塚市内にある業者
2	準市内業者	営業所等の委任先が平塚市内にある業者
3	県内業者	本社が神奈川県内にある業者
4	準県内業者	営業所等の委任先が神奈川県内にある業者
5	県外業者	本社又は営業所等の委任先が神奈川県外にある業者

<鎌倉市>

平成20年度工事当発注方針

(要旨)

官公需についての中小企業の受注確保に関する法律に基づき、市内の中小企業者の受注機会の確保、増大に努めるため、特殊な技術や高度な技術を必要とする工事契約案件及び入札に参加できる市内業者が少數で競争性の確保が困難と認められる工事契約案件以外は原則として、市内業者を対象に発注。

市内業者優先契約に係る入札参加資格等取扱基準

(要旨)

市が行う物品購入の入札等において、一定数の入札参加資格者があり、競争性があるものについて、市内に本店がある業者の受注機会の拡大を図ることに関し、必要な事項を定めている。

<新潟市>

新潟市物品購入発注基準及び業者選定要綱

(業者選定)

第3条

(2) 市内業者優先

(指名業者数)

第4条

3 第1項の規定について、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 契約課発注に係るものは、市内業者全体を対象に入札参加資格要件設定及び指名等に努めるものとする。ただし、政府調達協定の対象となる契約、市内業者だけでは競争性が確保できない場合及び市内業者では業務目的が達成できない場合は、市外業者も入札等への参加を認めるものとする。

(2) 区役所発注に係るものは、前号に加えて原則として区内業者を優先して指名等を行うものとする。

新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱

(一般競争入札の参加資格要件、指名業者の選定)

第3条

2 指名業者の選定にあたっては、中小建設業者の育成を配慮しながら、市発注工事の公共性にかんがみ、建設業者に均等な受注の機会を与えるよう次の事項に留意して厳正を期すものとする。

(4) 市内業者優先

新潟市委託事務の執行に関する要綱

(競争入札)

第7条 委託先の選定方法は、競争入札を原則とする。入札に際しては、競争性・公平性・透明性を確保しつつ、中小企業者の育成に配慮するとともに、市内業者を優先するものとする。

<掛川市>

掛川市物品購入等に係る指名等の選定基準

3 指名に当たり勘案する事項

(1) 地理的条件

物品購入等に係る業務の規模、内容等から判断して、市内に本社、本店等又は支店、営業所等を有する者による履行が可能であると認められるときは、その者の事業所の所在地が市内にあるか否かを勘案する。

4 中小企業への配慮

指名の選定に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

<名古屋市>

名古屋市契約事務手続要綱

(工事の請負契約における競争入札参加資格の特例)

第6条 予定価格が1,000万円以上の工事の請負契約について一般競争に付す場合は、高度又は特殊な技術を要する工事等を除き、原則として、競争入札参加資格に、市内に本店を有する事業者とする地域要件を設けるものとする。

<岐阜市>

岐阜市競争入札参加者選定要綱の運用基準

(優先及び勘案基準)

第3条

(2) 当該工事に対する地理的条件

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種、工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを勘案すること。

岐阜市競争入札参加者選定要綱の物品の買入れ等に係る運用基準

(勘案基準)

第4条

(1) 地理的条件

物品調達に係る業務の規模、内容等から判断して、市内に本店、支店、営業所等を有する者による履行が可能であると認められるときは、事業所の所在地が市内にあるかどうかを勘案すること。

<高岡市>

高岡市建設工事等入札参加者の資格審査及び選定等に関する要綱

(入札参加者の選定)

第4条

(3) 市内の有資格業者では施工が困難と認められる特殊工事及び当該工事を施工する有資格業者が少数である場合を除き、可能な限り市内の有資格業者（市内に支店又は営業所を有する者を含む。）のうちから選定しなければならない。

<京都市>

京都市競争入札等取扱要綱

(要旨)

入札参加者に必要な資格として、本市に本店、支店又はこれに準じる事業所を有することと記載。

<高槻市>

高槻市建設工事業者格付及び選考要領

(級別格付の方法)

第2条 級別格付は市内業者についてのみ行い、・・・A及びBの各級いずれかに区分して行う。

(選考方針)

第4条 業者の選考に当たっては、市内業者の指導育成の方針を尊重しなければならない。

2 中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合で官公需適格組合証明を取得した組合については、特段の配慮を払うものとする。

<箕面市>

①箕面市工事請負指名競争入札参加者選定基準

②箕面市物品購入等指名競争入札参加者選定基準

③箕面市測量・設計等業務委託指名競争入札参加者選定基準

を制定しており、その中に、「地域内業者の保護育成のための配慮」として、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づき、地域内中小企業者の保護育成のための配慮をすること、と規定している。

<東大阪市>

工事については、工事選定要綱、物品については、物品購入等事務取扱要綱において、業者指名について中小企業者の育成に配慮するよう規定している。

東大阪市建設工事業者指名選定要綱

(市内業者の優先)

第11条 発注工事の指名にあたっては前各条の定めによるとともに、市内業者育成の観点から市内業者を優先指名する。

<池田市>

池田市入札参加資格審査要綱

(有資格者の格付及び等級)

第6条 市長は、有資格者の総合的な評定をするため、有資格者の格付等級を定めるものとする。

7 有資格者の格付等級及び指名基準並びに入札及び契約に関する必要な事項は、別に定める「建設工事の業者の選定格付及び指名基準」によるものとする。

池田市制限付一般競争入札実施要綱

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格は、次に掲げる資格要件にすべて該当し、入札参加資格を認められた者とする。

(1) 本市の建設工事入札参加資格者であること。

建設工事等の業者の選定格付及び指名基準

(指名の方法)

第5 入札参加者の指名は、有資格者のうちから発注工事について適格性を総合勘案して行うものとし、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

(3) 発注工事に対する地理的条件

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事現場等に応じて当該工事を確実かつ円滑に施工できること。

2 特殊な工事を必要とする建設工事又は地域内業者に対する中小建設業者保護育成のための配慮が必要とされる建設工事については、第4の規定にかかわらず適切な業者数を指名できるものとする。

3 官公需についての中小建設業者の受注の確保に関する法律等に基づき、地域内業者に対しては、施工能力等を勘案し、直近の上位の等級に属する建設工事に係る競争入札に指名できるものとする。

4 地域内業者に対しては、必要があると認めるときは、下位の等級に属する建設工事に係る競争入札に指名できるものとする。

5 一般競争入札に付す場合の地域内業者に対する総合評点に係る条件を原則として1,000点まで加算できるものとする。

<尼崎市>

尼崎市建設工事指名業者選定基準第2条第2項において市内業者優先を規定。

(指名の方法)

第2条

2 前項の選定に当たっては、市内業者で施行が可能な建設工事にあっては、市内業者に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする。

※また、物件についても決裁により同様の取扱を行っている。

<三原市>

三原市物品購入等の指名競争入札に係る指名業者選定基準に関する要綱

(選定基準及び市内業者の育成等)

第4条 指名業者の選定に当たっては、市内に本店、支店・営業所等を置く業者（以下「市内業者」という。）から選定する。ただし、市内業者から調達が不可能な場合、市内業者だけでは競争原理が整わない場合その他物品等の調達において特に市長が認めた場合には、市外の業者からも選定することができる。

<尾道市>

尾道市物品購入等指名業者選定基準

(選定の原則)

第2条

2 指名業者の選定に際しては、原則として市内業者を優先するものとする。ただし、必要に応じて県内業者、県外業者の順に選定することができる。

(中小企業への配慮)

第6条 指名業者の選定に際しては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

<高松市>

高松市契約事務処理要綱

(指名の方針)

第19条 指名競争入札に参加する者の選定にあたっては、一部の業者に偏重することなく中小企業者の保護助長に留意し、特に不利益または不公平とならないよう適格業者から公正に指名するものとする。

<那覇市>

那覇市上下水道局制限付一般競争入札試行要綱

(入札参加資格要件)

第3条

(14) 本店、支店等の所在地に関する要件を満たしている者であること。

2. 契約の方針等

- (1) 中小企業者の官公需における受注機会の確保を目的とした方針を制定している自治体
(※方針等は、主要な部分を抜粋)

<北海道>

中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針

(平成 21 年 7 月改定)

社会情勢の変化や国の方針を勘案し、毎年度見直しを行っている。

道独自の主な特徴的な措置として、下記内容を記載

・NPO を中小企業者等として対象に含めている

・一般競争における対応

契約の適正な履行の確保及び適正な競争の確保を図ることができる範囲内において、事業所の所在地に係る要件を設定

・新商品の生産を行う者への配慮

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る中小企業者等に対し、「新商品トライアル制度」を活用

・道産品の積極的活用の促進 等

<群馬県>

中小企業者に対する発注拡大方針（平成 21 年 5 月）

県独自の主な特徴的な措置として、下記内容を記載

1. 中小企業者向け発注率の向上

府内関係部局等は、中小企業者が受注できる分野の確保・拡大のため、平成 21 年度中小企業者向け県平均発注率の目標値を 90.0%（金額ベース）とし、全府を挙げてより一層の発注率の向上に取り組む。

4. 共同受注方式の促進

(1) 県内の中小・中堅建設業者の受注機会の増大を図るために、建設共同企業体を結成し、共同で受注する方式を試行し効果を上げている例に鑑み、この趣旨に沿って工夫を行い、中小企業者向け発注を促進する。

<千葉県>

中小企業者に対する県の官公需契約の方針

(平成 19 年 12 月 19 日改定)

県独自の主な特徴的な措置として、下記内容を記載

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

(10) 地域の中小企業者の活用等

ア 県は、物品等の発注に当たり一般競争入札等を行う場合には、競争性の確保を図りつつ、当該契約の内容等に応じ、入札参加者に係る地域要件を設定するなどして、県内中小企業者等の受注機会の増大に配慮するよう努めるものとする。

なお、前期の地域要件を設定する場合には、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をするものとする。

イ また、出先機関においても、同様に、地元中小企業者等の受注機会の増大に配慮するよう努めるものとする。

(11) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

イ 県は、県内中小企業者が製造する優れた製品や独創的な製品を認定し、県内外に広く情報発信する「千葉ものづくり認定製品」について、そのトライアル発注制度の活用などにより、当該認定製品の利用に努めるものとする。

<山梨県>

県の契約についての県内中小企業者の受注機会の確保に関する推進方針

(平成 14 年 8 月 28 日制定、最終改正平成 20 年 9 月 24 日)

県は、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業者の自主的な努力を助長するよう配慮しながら、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、県の調達する物品、工事及び役務（以下「物品等」という。）の発注にあたり、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者、特に県内中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

<滋賀県>

滋賀県における中小企業者向け官公需確保のための推進方針

県独自の特徴的な措置として、下記内容を記載

- ・公共工事における県内下請・県内材料調達の利用促進
- ・滋賀県リサイクル認定製品の利用促進
- ・滋賀県新商品生産による新事業分野開拓者認定商品（新商品バイオニア認定商品）の利用促進
- ・県産品の利用促進

<大阪府>

中小企業者向け官公需確保のための基本方針（平成 21 年 4 月 1 日）

府独自の特徴的な措置として、下記内容を記載

・早期発注の推進

府内中小企業者を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増していることから、平成 21 年度予算において、可能な限り、物品等の早期発注に努めるものとする。

＜兵庫県＞

中小企業者に対する官公需確保の推進方針（平成 20 年 6 月 27 日）

県独自の特徴的な措置として、下記内容を記載

- ・「阪神・淡路大震災」の被災地域の中小企業者に対する配慮
- ・県内製品の優先的な購入
- ・関係団体等に対する要請

(2) 入札や契約の方針等において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定している自治体

(※方針等は、該当部分の抜粋)

<旭川市>

旭川市の公契約に関する方針

第3 個別目標

3 「地域経済の活性化など市民生活の向上に資する入札・契約制度の確立」へ向けた個別目標

(1) 地域経済の活性化に資する発注の推進

地域企業の参入及び受注機会の拡大を図るため、競争性に配慮しつつ地元優先発注を進める指名等の基準を整備するとともに、適切かつ合理的な範囲での分離発注や仕様の工夫など、地域の中小企業者の受注能力に見合った発注方法の見直しを進めるものとする。

<ひたちなか市>

ひたちなか市公共事業の入札及び契約の適正化を図るための取り組むべきガイドライン

2 主として入札に参加しようとして、又は契約の相手方になろうとする者との間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

いわゆる地域要件の設定は、地域の中小・中堅建設業者の育成のほか将来における維持・管理を適切に行う観点から合理性を有する場合もあるが、過度に競争性を低下させるような運用とならないように留意するものとする。なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づき、中小・中堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

<那須塩原市>

平成21年度那須塩原市建設工事等請負業者指名選定方針（平成21年3月25日）

II 共通選定方針

2. 準市内業者等の取扱い

(2) 指名選定にあたっては、基本的に市内業者を優先とする。

4. 分離・分割発注の推進

(1) 受注機会の拡大を図るため、可能な限り分離・分割発注に努めるものとする。

<伊勢崎市>

伊勢崎市の入札・契約制度の基本方針（平成21年4月）

1. 地域要件の設定について

原則として市内業者とします。

2. 原則として、条件付一般競争入札による。

入札参加業者を指名する指名競争入札ではなく、一定の条件下における多数の入札参加者による条件付一般競争入札方式を採用します。

条件設定においては、施行能力を考慮したうえで市内業者の選定を優先します。

3. 業者選定の透明性を確保する。

4. 予定価格は事前公表する。

5. 最低制限価格制度の適用範囲を拡大する。

6. 小規模工事登録制度の活用について

<草津市>

平成21年度 建設工事等の発注方針について（平成21年6月1日から施行）

なお、昨年から地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあるなかで、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、入札・契約手続等において対策を講じていくものとする。

2. 入札参加者間の公正な競争の促進を図る。

(4) 格付を行っている業者による競争入札を基本としつつも、入札参加者数を確保する観点から、市内に支店、営業所等を有する準市内業者を入札参加させるなど、弾力的な競争入札の運用に努める。

(8) 市内建設業者の技術向上を図るために、必要に応じて共同企業体発注を採用する。

<和歌山県>

地域建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえた入札参加資格条件の設定について

県内建設事業者の健全な育成・発展を図るため、県内建設事業者で施工が可能と見込まれる公共工事については、原則として県内建設事業者へ発注することとしていますが、今般、下記のとおり取り扱うこととしました。

1 入札参加可能業者が20者未満となる場合であっても、県内建設事業者による施工が可能で、かつ、競争性が確保されると思われる工事については、当面、県内建設事業者（県内に工場を有する県外建設事業者を含む。）のみに限定して条件付き一般競争入札の入札参加資格条件を設定することとします。

2 対象工事

単純な鋼構造物（鉄桁橋、水門等）等

3 本取扱いは平成21年4月15日から適用します。

3. 個別事例

中小企業者の官公需における受注機会の確保を目的とした特別の施策を実施している自治体

(1) 官公需適格組合を含む事業協同組合等に対する随意契約の規定を定めている事例

<北海道>

北海道財務規則運用方針中、「第3節（随意契約）関係」において、下記の規定が定められている。

第3節（随意契約）関係

政令第167条の2（随意契約）第1項の運用は、次によるものとする。

- 1 第2号の「不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、次に掲げる場合をいう。
 - (11) 法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会の存立を援助するため、これらの設立目的に基づく事業について契約（政令第167条の2第1項第3号の規定に該当するものを除く。）をするとき。
 - (12) 個々の中小企業者では履行できない契約につき、官公需適格組合の証明を有する事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者と契約をするとき。

(2) 地元企業の受注拡大に関する調達方針を定めている事例

<宮城県>

地元企業の受注拡大に関する方針（抜粋）

1 目的

厳しい経済情勢の中で経済収縮の悪影響を受けている地元中小企業者の受注拡大を図るため、県が行う建設工事や物品の調達等に当たり、地元企業に配慮した発注を行うもの。

2 具体的な施策

(1) 地元企業に配慮した物品調達の促進

停滞する地域経済の活性化を図るために「地域で調達できるものは、地域に発注すること」を基本方針とし、地方公所を中心とした入札制度の改正を行い、地元企業の受注機会の確保を図る。

① 地域限定型

- ・地方公所が行う一般競争入札においては、各地方振興事務所管内をブロックとする地域限定型を新たに導入する。
- ・地域限定型で実施できる条件の入札参加資格登録業者数を「10者以上」から「5者以上」に緩和する。

② 隣接地域ブロック限定型

①の地域限定型において、当該ブロック内で入札参加資格登録業者数が5者に満たない場合でも、隣接地域を組み合わせて5者以上の場合は、地域限定型を可能とする「隣接地域ブロック限定型」を新たに導入する。

③ 県内限定型

- ・②の隣接地域ブロック限定型で、入札参加資格登録業者数が5者に満たない場合は、県内限定型で発注する。
- ・県内限定型が実施できる条件である入札参加資格登録業者数を「10者以上」から「5者以上」に緩和する。

④ 施行日 平成21年7月21日

(2) 経済状況に対応した緊急措置

国が閣議決定し、地方公共団体に要請している「中小企業者の受注機会の増大のための主な措置」の趣旨を踏まえ、雇用経済対策に係る今年度の緊急措置として、次の施策を講ずる。

① 建設工事

工事契約までに係る期間短縮と開札後の審査・手続きの簡素化により、入札及び契約手続きの迅速化を図るとともに、1億円以下の建設工事については、県内を5ブロックに分割して実施する従来の地域ブロック限定型に加え、隣接する2つのブロック内の業者が入札に参加することができる地域複数ブロック限定型を実施する。

② 物品

地方公所が発注する庁用物品については、適正な分離・分割発注を実施するとともに、地域限定型（隣接ブロック限定型も含む）を積極的に活用する。

(3) 地産地消の推進

物品の調達に当たっては、県内で生産されている県産品の調達に留意し、「地産地消に取り組む県民運動」を推進する。

(3) トライアル発注制度を実施している事例

<茨城県>

茨城県新分野開拓商品事業者認定制度（平成19年8月導入、いわゆるトライアル発注制度）

新規性・独創性等一定の基準を満たす新商品を生産する県内の事業者を、地方自治法施行令第167条の2第4項に定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定することで、その新商品を県の随意契約による購入を可能とすることなどにより、中小企業の販路開拓を支援するもの。

【認定の対象となる事業者及び商品】

(1) 対象となる事業者 次のア又はイに該当すること

- ア. 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であって、県内に本店又は主たる事業所を有する者
- イ. 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項第4号に定める組合であって、県内に主たる事業所を有する者

(2) 対象となる新商品 次のア～カのすべてに該当すること

- ア. 新規性・独創性が認められること。
- イ. 技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであると認められること。
- ウ. 生産の実施方法並びに生産に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであると認められること。
- エ. 優れた商品特性を有し、医療福祉、環境対応等、県の行政目的の実現に有効であると認められること。
- オ. 県内で生産又は加工された最終製品であること。
- カ. 販売を開始してから5年以内であること。

【認定後の支援】

- (1) 県の機関で当該新商品を購入する際、通常の競争入札制度によらない随意契約による購入が可能となる。
- (2) 県ホームページや県が主催する各種イベント等において、広く新商品がPRされる。
- (3) 同様の認定制度を有する都道府県とのネットワークにより新商品の情報が全国に発信される。

【実施状況：平成20年度事業計画含む】

平成19年度認定実績：14事業者 15商品

平成20年度認定実績：7事業者 7商品

【課題】

購入実績が平成19年度4件に留まっており（平成20年度無し）、制度の更なる普及・啓発を通じ、官公需の促進を図る。

【購入実績】

- ・困ったときのホッと！ライス（保健福祉部）
- ・マルチマイクロプレートリーダー（商工労働部）
- ・Sガード・Sガードクロス（教育庁）
- ・反射膜付蛍光ランプ（教育庁）

<千葉県>

千葉ものづくり認定製品のトライアル発注事業の実施

1 対象製品

千葉ものづくり認定製品 46 製品（平成 21 年 3 月末時点）

(要件)

- ・県の機関が調達し、使用が見込まれるもの
- ・県の機関がトライアル発注したことが無いもの

2 対象となる県の機関

知事部局、各行政委員会、警察本部、水道局、企業庁、病院局

3 手続等

(1) 予算措置

商工労働部産業振興課で予算措置

(2) 製品の購入

- ・千葉ものづくり認定製品の概要等を記載したリストを庁内各課等に照会し、購入希望のあった製品について使用方法、必要性等について検証。
- ・予算を超える購入希望があった場合は、予算の範囲内で製品を決定。
- ・産業振興課で契約を締結し、庁名各課等に製品を保管換え、貸し出し。

(3) 使用評価

製品を一定期間使用し、製品の評価についてHP等を用いて公表する。

4 実績

- ・平成 19 年度 7 製品を 8 機関で使用。

- ・平成 20 年度 4 製品を 7 機関で使用。

<鳥取県>

1. 新商品による新事業開拓事業者認定制度

- ・新たな事業分野の開拓を図る中小企業者の新商品を鳥取県が認定。
- ・認定新商品は、県の機関が購入する際、随意契約により購入することができる。

2. バック・アップ型トライアル発注制度

県内の中小企業等が開発・製造する製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作るとともに、当該製品等の有用性などを使用者の立場から評価し、その結果を公表することによって製品の改良や販路開拓を支援する「トライアル発注」を実施。

<佐賀県>

トライアル発注事業の概要

1 事業概要

県内中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、また使用後は当該製品等の有用性を評価し、官公庁での受注実績を作ることにより、販路の開拓を支援する。

<対象となる製品等>

発注の対象となる製品等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ①県内に主たる事業所を有する中小企業等が開発した製品等であること。ただし、食品及び飲料は除く。
- ②県の機関での受注実績が少なく、市場での流通が十分でないこと。
- ③市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
 - ア. 新規性・独創性が認められること。
 - イ. 優れた製品特性を有し、環境対応、省資源等県の行政目的の実現に有効であると認められるものであること。
- ④県の機関が調達し、又は県の機関における使途が見込まれる品目であること。

2 事業の流れ

各中小企業によるトライアル発注への応募



審査機関による技術・市場性の審査、県の機関での使途の照会



トライアル発注委員会による発注する製品、使用する機関の決定



発注機関による発注・使用・評価、意見書の提出



トライアル発注委員会による使用後の評価



有用性の評価、製品改良等に関する意見を企業へ通知・公表



製品を選定された中小企業が県の評価を「お墨付き」として営業

3 これまでの実績（平成 21 年 9 月現在）

募集	応募件数	選定件数	評価件数
平成 15 年度	105 品目 (80 事業者)	27 品目 (26 事業者)	27 品目 (26 事業者)
平成 16 年度	95 品目 (79 事業者)	20 品目 (19 事業者)	20 品目 (19 事業者)
平成 17 年度	56 品目 (49 事業者)	25 品目 (25 事業者)	25 品目 (25 事業者)
平成 18 年度	32 品目 (29 事業者)	19 品目 (19 事業者)	19 品目 (19 事業者)
平成 19 年度	39 品目 (34 事業者)	12 品目 (12 事業者)	12 品目 (12 事業者)
平成 20 年度	33 品目 (31 事業者)	17 品目 (16 事業者)	5 品目 (4 事業者)
平成 21 年度	25 品目 (25 事業者)	9 品目 (9 事業者)	- (-)
合計	385 品目 (327 事業者)	129 品目 (126 事業者)	108 品目 (105 事業者)

※参考

全国の中小企業やベンチャー企業の独創性豊かな製品や技術を、地方自治体が連携して支援するための全国組織として、トライアル発注全国ネットワークが組織されている。

地元企業の新製品情報のホームページでの公開や、首都圏での商談会を開催するなどの活動を通じて企業の販路開拓を支援しようと、37の道県が結束、平成19年2月5日に結成された(現在40の道県が参加、会長県及び事務局を佐賀県が担当。)。

トライアル発注全国ネットワークでは、2007年度から独立行政法人中小企業基盤整備機構が主催する中小企業総合展に独自にブースを設け、全国のトライアル発注製品を展示・PRしている。

また、平成21年度は、中小企業総合展2009 in Kansaiにおいて、全国17企業のトライアル発注製品の展示・PRを実施したほか、中小企業総合展2009 in Tokyoで展示・PR予定。

(4) 官公需問題研究会を設置し、継続的に施策の検討を行っている事例

<千葉県>

千葉県官公需問題研究会の設置

中小企業の経営基盤と競争力の強化を図るため、県における今後の官公需施策の展開方向や県内中小企業の官公需への参入機会の拡大と発注率の向上のために、千葉県官公需問題研究会を設置し具体的な施策を検討している。

当該研究会が平成18年8月に取りまとめた「千葉県官公需問題研究会提言」によって平成19年12月19日に「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」が定められた。

現在、同方針の見直しを検討中。

(参考)

千葉県官公需問題研究会提言（平成18年8月）の概要

～県内中小企業の官公需への参入機会の拡大と発注率の向上のために～

(抜粋)

1 千葉県における官公需をめぐる課題認識

(1) 官公需の受発注に関する主な問題点

- (7) 発注側（県・市町村）の官公需施策や官公需適格組合制度への認識が低いこと。
- (イ) 首都圏に位置しており、大手企業、他県の企業の進出が盛んであり、地元企業への発注率が低くなる傾向があるといわれていること。
- (ウ) 直轄事業負担金（県負担）の割りに、地元企業への下請等を含めた発注が少ないのではないかとの指摘がなされていること。
- (エ) 県内企業の受注能力はどうか、過度に官公需に依存していないかなど、その姿勢も問われるとの意見もあること。
- (オ) 官公需におけるトレード・オフ関係が指摘されていること。これについては、新たなる均衡点又は第3の道を模索する必要がある。

a 分離・分割発注とコストの削減

b 少額随意契約と一般競争入札

c 新規参入の要請と実績重視主義

(ハ) 発注者側の評価能力が低いのではないかという懸念が表明されていること。

(2) 新しい制度との関係（「官から民へ」の動き）

(7) 指定管理者制度

(イ) PFI

(ウ) 市場化テスト

2 千葉県における官公需施策の展開方向（提言）

(1) 新たな官公需理念の確立

ア 価格重視から品質重視への転換

イ 県民の雇用の場としての中小企業の役割の再評価

ウ 県内企業の成長のきっかけとしての官公需の位置づけ

エ 地域貢献～中小企業の役割の拡大

オ 官公需における「千産千消」の推進

(2) 技術力のある中小企業の参入機会の拡大

ア 独自の基準の設定～研究開発型企業・創業期の企業の入札参加等の特例

イ 技術評価制度の創設

ウ 実績拡大策～トライアル発注など

(7) 県内中小・ベンチャー企業に対する販路開拓支援（製品）

- (1) 技術のトライアル発注の検討
- (3) 入札参加資格のあり方の見直し
 - ア 県内市町村を含めた統一制度の創設検討【物品・役務・工事】
 - イ 格付け評価における基準の透明性の確保【物品・役務】
- (4) 発注基準の見直し
 - ア 総合評価制度の早期導入【役務・工事】
 - イ 地域貢献の評価【物品・役務・工事】
 - ウ 低入札価格調査制度の創設【役務】
- (5) 官公需における「千産千消」の促進のための方策
 - ア 少額随意契約の活用
 - イ コスト高を招かないような適正な分離分割発注に係る事例の研究が必要
 - ウ 国関係の事業に対する県内中小企業への発注の要請
- (6) 前金払い等の特例の検討
- (7) 「官から民へ」への対応
 - ア 指定管理者制度
 - イ 市場化テストへの対応
- (8) 情報公開の推進
- (9) 基本施策の充実
 - ア 官公需相談窓口の拡大・充実に向けた見直し策を検討する必要がある。
 - イ 官公需制度・官公需適格組合のP Rの充実
 - ウ 官公需施策担当者研修の実施・充実
- (10) その他
 - ア 下請けについて
 - イ I T分野について

(5) 小規模事業者登録制度を実施している事例

<坂戸市>

坂戸市小規模契約希望者登録要領（抜粋）

（施行 平成 11 年 3 月 24 日市長決裁、改正 平成 12 年 3 月 10 日市長決裁）

1 目的

市が発注する小規模な随意契約について、市内業者の受注機会の拡大を行い、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ろうとするものである。

2 登録できる者

坂戸市内に主たる事業所を置く者（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。）

3 登録できない者

- ① 坂戸市内に主たる事業所を置かない者（他の市町村に本店がある場合など）
- ② 成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- ③ 坂戸市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（以下「規程」という。）に基づく申請（いわゆる指名参加願）をしている者及び既に同規程に基づく資格者名簿に登録されている者
- ④ 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者

4 登録の方法

随时受け付け、翌月の 1 日から登録（適用）する。受付は管財課契約窓口で行う。

5 登録者の有効期間

登録時から西暦の奇数年の 3 月 31 日までの期間とし、その後、2 年ごとに新たに申請に基づき更新登録するものとする。

6 登録者の取り扱い

申請者は、簡単な書類審査を行い、「坂戸市小規模契約希望者登録名簿」に登載し、全庁に公開（グループウェア／行政情報掲示板を利用）するとともに、規程第 10 条第 2 項に準じて一般にも公開（閲覧）して、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努める。なお、選定においては、規程に基づく資格者名簿登載者の選定を否定するものではない。

7 対象となる契約

この登録に際しては、建設業の許可の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査である事を考慮し、選定の対象とする契約は、坂戸市契約規則第 13 条各号に規定する契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲で、内容が比較的軽易で、かつ、履行実績等からみて履行の確保が容易であると認められるものとする。

8 契約保証金

小規模契約希望者登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、坂戸市契約規則（以下「規則」という。）第 17 条第 6 号の規程に基づき、契約金額が 130 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときは、契約保証金の納付を免除することができるものとする。130 万円以上の契約に際しては、規則第 16 条及び第 17 条各号を適用する。

＜板橋区＞

板橋区小規模事業者登録要綱（抜粋）

（平成17年6月1日区長決裁、改正 平成19年6月21日区長決定）

（目的）

第1条 区が発注する小規模工事等（修理・修繕）、物品購入及び委託等の契約について、区内小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」をいう。以下同じ。）の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、区内経済の活性化を図ることを目的とする。

（対象となる契約）

第2条 この登録に際し、特に法令上必要な登録、施工実績、経営状況等の項目について無審査であるため、対象とする契約は小規模工事等（修理・修繕）、物品購入及び委託等の契約で、内容が轻易でかつ履行の確保が容易であると認められるものに限定する。

2 前項に規定する契約は、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第34条の要件に該当する契約で区長が適当と認めるもの及び規則第65条第3号に掲げる契約とする。

（登録できる者）

第3条 契約希望者として登録することができる者は、小規模事業者であって、区内に本社の法人登記があり、本社が登録する法人事業者（以下「法人事業者」という。）及び区内に住民登録若しくは外国人登録がある個人事業者（以下「個人事業者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する破産者及び成人被後見人並びに被保佐人若しくは被補助人で、復権を得ていないもの

(2) 規則第6条に定める区長が一般競争入札に参加する資格を有すると認めた者の名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録のあるもの

(3) 登録、免許、許可等（以下「許可等」という。）を営業の要件とする業種について、当該許可等を受けていないもの

2 登録できる業種及び種目は、別に総務部長が定めるものとする。

（登録の方法）

第4条 登録の方法は、法人事業者又は個人事業者が、区長に板橋区小規模事業者登録申請書（様式第1号）の提出すること及び所在地等の確認のために必要な証拠書類（以下「申請書等」という。）の提示することによる。この場合において、登録業種又は登録種目は、それぞれ10種類以内とする。

（登録者名簿への登録）

第5条 区長は、前条の規定に基づく登録の申請があったときは、申請書等の内容を審査し、妥当と認めるときは、申請書の複本を交付し、「板橋区小規模事業者登録者名簿」（以下「登録者名簿」という。）に登載する。

2 前項の審査により、当該申請の内容がだとう出ないと認めるときは、区長は理由を付して板橋区小規模事業者登録不承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録申請をした月の翌月から2年間とする。

2 登録の有効期間終了後継続して登録を希望する場合は、第4条の規定による申請を行うこととする。

(登録者名簿の取扱)

第7条 区長は、登録者名簿について以下の各号により取り扱う。

- (1) 登録者名簿を板橋区役所内各所属に公開する。
- (2) 第2条に規定する契約に際して、当該名簿登録者（以下「登録者」という。）に見積を依頼するよう積極的に努める。

(契約保証金)

第8条 区長は、登録者との契約締結に際しては、規則第40条第5号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することとする。

(変更の届出等)

第9条 登録者は、申請書等の変更（廃止も含む。）が生じた場合は、直ちに板橋区小規模事業者登録変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は直ちに登録を抹消する。

- (1) 所在地又は住所が板橋区外に変更になった場合
- (2) 申請事項と事実が異なる場合
- (3) 競争入札参加資格者名簿に登載されることになった場合

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、板橋区小規模事業者登録に関し必要な事項は、別に総務部長が定める。

※上記事例の他、同様の制度を多数の自治体で実施している。

(6) 指名競争入札を行う際に、域内業者、中小企業等を優先して指名することができる旨の基準を定めている事例

<足立区>

足立区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（抜粋）

(目的)

第1条 この基準は、足立区契約事務規則（昭和39年足立区規則第5号。以下「規則」という。）第34条第1項及び第36条の規定に基づき、物品の買入れその他の契約（工事の請負及び設計・測量・地質調査の委託並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。）に係る指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の透明性及び競争性を確保し、厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(優先指名)

第4条 契約担当者は、次に掲げる者を他の者に優先して指名することができる。

- (1) 区内に本店を置き営業する者又は区内の支店等を代理人所在地として登録している者
 - (2) 区が身体障害者及び高齢者を多数雇用する企業者と認めた者
 - (3) 中小企業基本法第2条に定める中小企業に該当する者
 - (4) 同種契約の履行成績が優秀な者
 - (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合等
 - (6) 社会貢献者
- 2 前項第1号においては、原則として第1順位を区内に本店を置き営業する者とし、第2順位を区内の支店等を代理人所在地として登録している者とする。

(7) 国、県、市町村及び関係団体等公共機関の設計監理担当者・発注担当者を対象とする展示会を行っている事例

<山口県>

○新製品フェア

1. 趣旨

県内中小企業が開発した優れた製品・サービスの官公需等への利用促進・販路拡大を図るため、県・市町の発注担当職員等に対して、土木建築・環境・福祉・医療・生活文化に関連した新製品の展示を行う。

2. 内容

参加企業による自社製品の展示・商談会

3. 参加者

参加者は公募

国(出先機関)、県、市町村及び関係団体等公共機関の設計管理担当者・発注担当者等

4. 開催状況

年度	開催日	場所	参加企業数	発注側参加者
19	7月31日	山口県健康づくりセンター	44社	約350名
20	11月11日 ～ 12日	海峡メッセ下関	49社	約700名
21	9月11日	下松スポーツ公園体育館	39社	約800名

(8) 「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」を定め、県内企業への優先発注及び県内産資材の優先使用を推進している事例

〈徳島県〉

「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」について（抜粋）

1. 趣旨

本県では、県民が実感できる持続的な経済成長を実現するため、県内企業の受注機会の確保、雇用の維持を目的とし、県の全ての機関が発注する「公共工事関係」、「情報システム調達関係」、「物品調達関係」、「その他の分野」において、県内企業の発注・調達率を向上させるため、以下のとおり「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」を策定し、入札等に係る関係法令等（WTO政府調達協定を含む）に従いながら、当該実施指針に基づき、県内企業への優先発注及び県内産資材の優先使用を推進する。

2. 目標

県内企業への発注率（件数）9割を目指す。

3. 各分野における実施指針

分 野	対象範囲	取扱要領
(1) 公共工事関係	県が発注する建設工事に係る契約（建設工事に関する設計、測量及び調査等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ① 「一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿」の登録業者から選定することとし、技術的難易度の高い工事等で県内企業では施工が困難なものを除き、原則として県内企業を選定する。 ② 効率的な執行が可能となるものについては、分離・分割した発注を行う。 ③ 県工事受注業者に対し、下請業者選定にあたっては、県内企業の優先的な選定、また、工事用資材についても県内産資材、県内企業調達資材の優先使用を文書により要請を行う。 <p>【※県内企業の定義：県内に本店を有する事業者】</p>
(2) 情報システム関係	県が発注する情報システム（コンピューターの運用及びメインテナンス、コンピューターデータ入力、コンピューターシステム開発、コンピューターソフトウェアのメインテナンスその他の関連サービス）の調達に係る契約	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、原則として県内企業を選定する。ただし、既に導入、稼働している情報システムに係る保守運用等に関しては、この限りではない。 ② オープンソースソフトウェアの活用を基本とした小口分割発注を推進し、県内企業の受注機会の拡充を図る。 <p>【※県内企業の定義：県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者】</p>

(3) 物品調達関係	徳島県用度事業特別 会計において取り扱う物品等の調達に係る契約	① 「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿」の登録業者から選定することとし、県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、原則として県内企業を選定する。 【県内企業の定義：県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者】
(4) その他の分野	公共工事関係、情報システム調達関係及び物品調達関係以外の調達に係る契約	① 県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、原則として県内企業を選定する。 ② 印刷を主たる業務としていない事業者に、企画・デザイン等と併せて印刷を発注する場合は、可能な範囲で分離発注することにより、県内企業の受注の確保に努める。 ③ 保守・リース契約などで毎年継続的に発注しているものについては、契約更新の際に原則として県内企業を選定するとともに、OA機器用消耗品等については、県内企業で対応できる場合は、可能な限り県内企業を選定する。 【※県内企業の定義：県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者】

4. 実施期間

当該実施指針に基づく、「県内企業への優先発注及び県内産資材の優先使用」については、実施期間は平成22年度までとする。

(平成19年6月から平成22年3月末までの間に発注するものを対象とする。)

5. フォローアップ等

(1) 県外企業を選定した契約内容等の公表

① 県が発注する各分野における契約のうち、徳島県契約事務規則第30条の2で定める金額を超える、県外企業（公共工事関係については、県内に本店を有する事業者以外の事業者、公共工事関係以外の分野については、県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者以外の事業者）と随意契約により締結した契約については、原則として、各契約ごとに、契約内容、契約年月日、契約金額、県外企業を選定した理由を公表することとする。

(2) 各分野ごとの検証

各分野ごとの実施状況については、各年度ごとに、主務部局において取りまとめ、目標を踏まえた検証を行うこととする。

(3) 全体の検証、評価

全体の実施検証については、各分野ごとに検証結果をもとに、別に定める「県内企業優先発注等の実施等に関する連絡会議」において、検証、評価を行い、その結果を公表することにより、実効性を高めていくこととする。

(9) 県庁内に中小企業への受注確保対策を検討する組織を設置し、分離・分割発注の推進、共同事業体方式の活用、官公需適格組合の活用などにより中小企業への優先発注に努めている事例

<福岡県>

I. 平成21年度福岡県中小企業受注確保対策部会の取組み

○部会の開催状況

第1回 (H21.4.27 開催)

県内官公需の中小企業への発注比率の目標を設定し、以下により過去最高水準となる8割とする。

1 分離・分割発注の推進

2 共同事業体 (JV) の活用

3 官公需適格組合の活用

※H21.4.28に公共事業等施行対策連絡会議（議長：知事）を開き、上記内容を決定。県内市町村、公社等についても上記内容を要請。

第2回 (H21.7.3 開催)

地域活性化・経済危機対策臨時交付金など経済対策に基づく官公需発注に対する中小企業の受注機会の確保についての検討

第3回 (H21.7.13 開催)

地域活性化・経済危機対策臨時交付金等、経済対策事業に関する物品（スクールニューディールに係る地上デジタルテレビ、パソコン等）購入については、県内中小企業の受注機会を確保するため、今年度に限り次の方策を講じることとする。

1 入札参加条件の設定

①県内中小企業であることを入札参加の条件とする。（中小企業が応札できないときは、大企業にも参加を認める。）

②さらに、発注する出先機関が属する県内ブロック（福岡・北九州・筑豊・筑後）の中小企業であることを入札参加条件とするなど地域の実情に応じた要件を付加する。）入札参加条件に地域要件を付加すること。

2 零細企業などの入札参加機会を確保

入札参加資格の発注基準を緩和し、最下位等級の企業であっても、3,200万円未満の入札参加を可能とする。（現行は、250万円未満）

(参考) 現在の指名(発注)基準表

等級	予定金額
A A	無制限
A	3,200万円未満
B	250万円未満

3 出先機関での発注

出先機関が発注できる金額の制限（現行は1件160万円以内の物品購入）を撤廃し、金額に拘わらず、出先機関で発注できることとする。

※県内市町村に対しても上記内容を要請。

II. 中小企業受注確保対策部会実施要領（抜粋）

1 趣旨

この要領は、中小企業受注確保対策部会（以下「部会」という。）の適正な運営と実行を期するため、福岡県公共事業等施行対策連絡会議設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

3 部会の協議

部会は、次の事項が適正に行われるよう協議するものとする。

(1) 県内中小企業優先発注の徹底

ア 分割発注の推進

イ 中小企業の活用強化

ウ 事業協同組合等による協同発注の推進

エ 計画的発注の推進

(2) 県産原材料又は県産消費財の使用の強化

(3) 受注事業者に対する要請

ア 県の契約の相手方となる事業者が外注を行う場合は、上記(1)に準じて県内中小企業者を活用するよう要請するものとする。

イ 事業者が行う工事等の発注について、県内中小企業者を活用するよう要請するものとする。

(4) 市町村、公社公団に対する要請

中小企業の受注確保のため、市町村及び公社公団に対し、適切な措置を講ぜられるよう要請するものとする。

(5) 下請取引の正常化

(6) その他中小企業受注確保に関する事項

(参考)

中小企業受注確保対策部会の構成員は、福岡県公共事業等施行対策連絡会議設置要綱により、下記のとおりとなっている。

総務部次長

企画・地域振興部次長

新社会推進部次長

保健医療介護部次長

福祉労働部次長

環境部次長

商工部次長（部会長）

農林水産部次長

県土整備部次長

企業局長

建築都市部次長

警察本部総務課長

教育庁総務部長

(10) 「ローカル発注」への取組を通じ、中小企業者への発注に取り組んでいる事例

<佐賀県>

○ローカル発注について

1. 基本的考え方

ローカル発注とは、厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、県内企業の受注機会の確保、雇用の維持を基本とし、地元発注・調達率を高めていくため、県内企業への優先的な発注を行うもの（平成15年7月からの取組）。

2. 主な取組内容

(1) 公共工事関係

県外業者等が元請となった場合、「県内企業(下請)の優先活用、資材等の県内優先調達、県内技術者等の優先活用」を契約約款に明記 等

(2) IT関係

- 随意契約が可能の場合、原則、県内IT企業に発注
- 単独発注が難しい案件の場合、県外と県内IT企業の共同企業体に発注 等

(3) その他

- 物件及び役務は、原則、県内企業優先
- 企画・デザインを含めた印刷委託などは、分離発注により、県内企業へ発注

3. 取組の徹底（文書の送付）

緊急総合対策の取組に合わせ、ローカル発注推進のための取組の徹底を依頼する文書を各所属長、各市町長、関係団体の長あて送付。

4. 契約実績（県内企業への発注率）

(単位：%)

	平成14年度		平成20年度		増減(14→20)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
公共工事関係	86.4	86.3	91.4	84.9	(+5.1)	(-1.4)
IT関係	80.2	46.9	87.2	64.1	(+7.0)	(+17.2)
その他	84.4	71.0	90.2	78.1	(+5.8)	(+7.1)
計	84.5	83.8	90.3	83.2	(+5.8)	(-0.6)

(11) 中小企業支援法に基づく中小企業支援計画に中小企業者の受注機会の増大を盛り込んでいる事例

<熊本県>

平成21年度熊本県中小企業支援計画（抜粋）

I 計画的基本的な考え方

本県では、平成19年3月に中小企業振興の指針となる「熊本県中小企業振興基本条例」を制定しており、平成21年度も本条例の趣旨に基づいて、ものづくりの振興・技術力強化、経営革新や新事業展開支援、中心市街地活性化をはじめとした商業振興など、「頑張る中小企業」を支援する取組みを推進する。

II 中小企業支援施策

<事業の概要>

1 中小企業振興基本条例の周知・中小企業者の受注機会の増大等

- (1) 熊本県中小企業振興基本条例の周知
- (2) 中小企業者の受注機会の増大等

工事当の発注に当たり、県内企業で施工可能なものは県内企業へ発注するという方針の下、分離・分割発注やJV制度の活用等に取り組み、予算の適正な執行や透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、県内中小建設業者の受注機会の増大に努めるとともに、県が発注する物品や役務についても、県内中小企業者からの調達に一層努めていく。

- (3) 熊本県新事業支援調達制度の活用

県が、県内の事業者等で新製品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定し、その商品を随意契約により調達することができるようすることにより、当該認定された事業者の信用力アップや販路拡大等につなげるとともに、県内事業者の新事業への取組み意欲の高揚を図る。

- (4) トライアル購入事業：7,166千円

熊本県新事業支援調達制度の認定を受けた新商品の中から、認定商品の購入促進のため、今年度購入の見込まれるものを試験的に購入し、有用性、改善点等を評価し、企業にフィードバックを行う。官公庁での受注実績をつくることにより、県内企業等の販路開拓の支援を行い、もって県内企業の育成を図る。

本事業での購入想定商品は、認定商品の中でも特に県が商品の性質や機能等から試験的に購入することが妥当であり、かつ、更に市町村や民間での購入へと広がる見込みのある商品とする。

- (5) 国等に対する施策の充実及び改善の要請
- (6) 国、特殊法人等に対する県内企業活用の要望活動
- (7) 県工事における県産資材、県内企業等の優先使用

県が発注する工事の共通仕様書に「下請業者における県内企業及び誘致企業の優先活用や県産資材の利用についての努力規定」を記載し、県内企業活用の促進を求める。

(12) 入札参加資格の審査項目の算定方法において官公需適格組合に対し、特例の設定を行っている事例

<秋田県>

事業協同組合に係る建設工事入札資格審査の審査項目の算定方法に関する特例要領（抜粋）

第1 目的

この要領は、県の発注する建設工事について事業協同組合の入札参加資格を定める場合の審査項目の算定方法に関し、特例を設けることを目的とする。

第2 定義

この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、事業協同組合が次の各号のすべてに該当する者のうちから当該組合の希望工事種別ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は、5を超えてはならないものとする。

- (1) 当該組合の組合員であること。
- (2) 当該組合の理事または、当該組合の理事が役員となっている法人であること。
- (3) 当該希望工事種別に関し、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていること。

第3 審査項目の算定方法に関する特例

組合の各審査項目の算定方法に関する特例は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 実施要綱第3条第1項(1)(イ)の工事種類別年間平均完成工事高は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和とする。
- (2) 実施要綱第3条第1項(1)(イ)の自己資本額及び職員数は、当該組合及び各職員数のそれぞれの和とする。
- (3) 実施要綱第3条第1項(1)(ロ)の経営状況は、当該組合及び各審査対象者の経営状況の分析の評点の平均値とする。
- (4) 実施要綱第3条第1項(1)(ハ)の技術職員数は、当該組合及び各審査対象者の技術員の和とする。
- (5) 実施要綱第3条第1項(1)(二)その他の審査項目は当該組合及び審査対象者の経営事項審査結果のうち、その他（社会性）の評点の平均値とする。
- (6) 実施要綱第3条第1項(2)(イ)の有資格技術者の保有状況は当該組合及び審査対象者のそれぞれの項目の最大値とする。
- (7) 実施要綱第3条第1項(2)(ロ)の施工実績、(ハ)の自己資本額及び(二)の工事成績は当該組合及び各審査対象者の平均値とする。
- (8) 実施要綱第3条第1項(2)(ホ)から(ト)までの審査項目については、当該組合及び各審査対象者全員について審査する。

第4 特例の適用

第3の規定は、同規定による特例の適用を希望する旨の申出をした組合について適用するものとする。

<滋賀県>

事業協同組合の格付方法等に関する特例要領（抜粋）

（目的）

第1 この要領は、滋賀県が発注する建設工事について、事業協同組合の受注機会の確保を図るため、競争入札に参加する者の資格を定める場合における事業協同組合の格付方法等の取扱いについて特例を設けることを目的とする。

（定義）

第2 この要領において対象となる事業協同組合とは、中小企業等協同組合法に基づき滋賀県知事の許可を受けた事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている者（以下「組合」という。）をいう。

2 この要領において審査対象者とは、組合が次の各号に該当する者のうちから、組合の参加希望工事種別ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は5を越えてはならないものとする。

(1) 組合の組合員であること

(2) 組合の理事または組合の理事が役員となっている法人であること

(3) 組合の参加希望工事種別と同一種別に競争入札参加資格審査申請している県内業者であること

（審査事項の数値に関する特例）

第3 滋賀県建設工事等競争入札参加者の格付および選定基準（以下「基準」という。）

第4条第1号に定める数値に関する特例については、次の各号に定めるところによる。

(1) 参加希望工事ごとの年間平均完工事高の数値は、組合および各審査対象者の参加希望工事ごとの年間平均完工事高の和により算出する。

ただし、審査対象者に組合の下請として施工した工事があるときは、その額を除く。

(2) 自己資本額および利益額の数値は、組合および各審査対象者の自己資本の額の和により求めた自己資本額の点数、ならびに組合および各審査対象者の平均利益額の和により求めた平均利益額の点数により算出する。

(3) 経営状況の数値は、組合および各審査対象者の経営状況の数値の平均値とする。

(4) 営業年数は、組合および各審査対象者の営業年数の平均値とする。

（格付区分の昇格に関する特例）

第4 格付区分の昇格に関しては、基準第5条第2項において定める昇格の要件にかかわらず、基準第3条第2項に定める基準の範囲内において、滋賀県建設工事契約審査委員会規程（昭和31年11月13日滋賀県訓令第28号）第2条に定める滋賀県建設工事契約審査委員会（以下「契約審査委員会」という。）が格付を決定するものとする。

ただし、この場合における昇格は2区分を限度とする。

2 前項の昇格の特例を適用する場合、建設業法第3条第1項第2号の規定に基づく「特定建設業」の許可を有していない組合にあっては、昇格できる格付の上限を、建設業法施行令第2条に定める金額に対応する基準第3条で定める請負工事標準額の格付区分の1区分下位とする。

（組合員の入札参加制限）

第5 県工事の発注にあたり、組合を指名選定する場合にあっては、組合の組合員を指名しないものとする。

また、一般競争入札にあっては、組合が参加した入札は組合員の参加資格を認めないものとする。

<津山市>

津山市事業協同組合に係る入札参加資格及び審査の特例に関する要綱（抜粋）

（平成11年4月1日津山市告示第10号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、津山市が発注する建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の資格及びその資格の審査に関し、津山市建設工事請負契約競争入札の参加資格審査及び業者選定に関する要綱に定める事項の特例を定めるものとする。

（特例の適用を受けることができる組合）

第2条 この要綱による特例の適用を受けることができる組合（以下「特例適用組合」という。）は、津山市契約規則第4条第1項の規定により有資格者名簿に登録された組合で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 津山市内に主たる事務所を有すること。
- (2) 経済産業局長が発行する官公需適格組合証明書（以下「官公需適格組合証明書」という。）の交付を受けていること。
- (3) 入札に参加しようとする建設工事の種類について、組合の定款に共同受注についての定めがあること。

（審査の対象組合員）

第3条 特例適用組合の入札参加資格は、次の各号に掲げる要件に該当する当該組合の組合員のうちから選出した3人以内のものを対象として審査するものとする。

- (1) 当該組合の理事であること。ただし、法人である組合員にあっては、その代表者が当該組合の理事であること。
- (2) 主たる事務所を市内に有すること。
- (3) 組合が受けた官公需適格組合証明書に係る工事の種類について、契約規則第2条第2項に規定する資格を有すること。

（入札参加資格の審査）

第4条 市長は、前条の規定により選出した組合員（以下「審査対象組合員」という。）について、次の各号に規定する客観的審査事項の特例を適用し、特例適用組合に対する参加資格要綱第2条による入札参加資格の審査を行うものとする。

- (1) 経営規模
 - ア 工事種類別年間平均完工事高
審査対象組合員のうち工事種類別年間平均完工事高の最上位者（以下「工事の最上位者」という。）の額に、その他の審査対象組合員の工事種類別年間平均完工事高の2分の1の額を加えて得た額
 - イ 年間平均完工事高
工事高の最上位者の年間平均完工事高の額に、その他の審査対象組合員の年間平均完工事高の2分の1の額を加えて得た額
 - ウ 自己資本額
工事高の最上位者の自己資本額に、その他の審査対象組合員の自己資本額の2分の1の額を加えて得た額
 - エ 職員数
工事高の最上位者の職員数に、その他の審査対象組合員の職員数の2分の1の数を加えて得た数
- (2) 経営状況 審査対象組合員の総合評点平均値
- (3) 工事種類ごとの技術職員数 工事高の最上位者の工事種類ごとの技術職員数に、その他の審査対象組合員の工事種類ごとの技術職員数の2分の1の数を加えて得た数

(4) 社会性等の審査項目 審査対象組合員の平均値

- 2 前項の規定を適用して算出する特例適用組合の参加資格要綱第2条による点数（以下「特例点数」という。）の上限は、審査対象組合員それぞれが格付けされた等級の最上位の1段上位の等級に係る点数の最高とする。
- 3 特例点数が審査対象組合員のうち最上位の等級に格付けされたもの（以下「最上位組合員」という。）の参加資格要綱第2条による点数を超えないときは、最上位組合員の点数をもって等級格付けするものとする。

(13) 官公需適格組合であることを入札参加条件としている事例

<横須賀市>

横須賀市では、平成20年10月以降の入札において、協同組合が入札に参加しようとするときは、中小企業庁が実施している「官公需適格組合」の認定を受けていることが条件となっている。

組合が入札参加申請する場合、「官公需適格組合の証明書」及び「組合員名簿」を提出することが必要。

ただし、「協同組合」と「組合員」とは同一案件の入札に参加できない。

<京都府>

京都府では、平成21年度からの取扱いとして、建設工事競争入札参加資格審査申請において、官公需適格組合証明書の写しを提出した事業協同組合（以下「官公需適格組合」という。）については、官公需適格組合と当該組合員とが同一の入札に参加しないことを条件として、一般競争入札への参加を認めることとしている。